平成２１年（フ）第１５６６号
広島県東広島市高屋高美が丘４丁目32番４号
債務者　川元　一三
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５６８号
広島市佐伯区三筋１丁目４番20―302号
債務者　北浦　生子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６４２号
広島市安佐南区長束３丁目１番12―102号
債務者　末原　和弘
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６５２号
広島県安芸郡府中町八幡４丁目２番28―301号三宅ビル
債務者　宮原　安夫
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６５３号
広島県安芸郡府中町八幡４丁目２番28―301号三宅ビル
債務者　宮原きみ子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８８号
香川県善通寺市善通寺町４丁目７番28号
チョコレートハウス308号、住民票上の住所
香川県木田郡三木町大字鹿庭2045番地２
債務者　髙石由伊子（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１９５号
香川県丸亀市塩屋町５丁目６番５―403号
外浜団地５棟
債務者　安田　義雄
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第９０号
福岡県京都郡苅田町殿川町１番地32
債務者　古田　謙二
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
北海道小樽市銭函２丁目40番16号　メゾンリバージ101、前住所北海道小樽市銭函３丁目186番地19
債務者　小林　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２７７号
北海道苫小牧市新富町１丁目１番17号
債務者　田中　恵美（旧姓岩瀬）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２２０号
宮城県大崎市古川字上古川沢目80番地１
債務者　千葉　俊哉
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
宮城県大崎市三本木蒜袋字向屋敷２番地５
債務者　横山美智子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第８４号
秋田県由利本荘市矢島町七日町字栩木田６番地11　栩木田住宅114号
債務者　熊谷　サミ
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第８６号
秋田県由利本荘市石脇字田尻29番地　松濤団地28棟１号
債務者　山本　玲子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第１３７号
茨城県取手市白山２丁目23番３―202号
債務者　田島　　実
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
茨城県稲敷市犬塚974番地５
債務者　鴫原　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
茨城県取手市下高井1090番地33
債務者　三輪　一郎
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係